

1. 件 名：京都大学研究用原子炉（KUR）の変更に係る設計及び工事の計画の承認申請に関する京都大学複合原子力科学研究所とのヒアリング
2. 日 時：令和4年9月14日（水） 16時10分～17時50分
3. 場 所：原子力規制庁 10階南会議室（TV会議により実施）
4. 出席者
 - （1）原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門
金子安全規制調整官、加藤上席安全審査官、望月安全審査専門職
 - （2）京都大学複合原子力科学研究所
教授 他2名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 配付資料
資料1：設工認（中央管理室の機能移転、火災対応機器・放送設備の設置）に関するまとめ資料

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい、お願いします。磯。
0:00:03	はい。そうしましたら時間になりましたので、中央管理の機能の移転に関わる設工認のヒアリング始めたいと思います。そうしましたら、資料に基づき説明の方よろしくお願いたします。
0:00:16	はい。京都大学のカマエでございます。ちょっと今日は藤原の方がちょっと触れてないので、私の方で代わりに、
0:00:24	ご説明申し上げたいと思います。
0:00:27	オープンしてます資料1に従って、
0:00:30	前回ヒアリングでご指摘いただいたところ等々についてたのみをざっとご説明申し上げたいと思います。この資料はですね前回は落ちちゃったまとめ資料。
0:00:43	もうちょっと前半にあって、そのあと2、申請書の別紙。
0:00:49	これ名刺判どこがどう変わったかという部分と、それに添付してます添付資料三つですねそれについて、付け加えてございますその中で、今日はちょっとですね、
0:01:01	まず別紙石井のところと、そのあとの、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:05	添付書類のところで、前回から前回いろいろご指摘いただいて修正した部分を、まずお話をして、それ、それからですねそこに書かれてないよ うなところをまとめ資料に載せてますというヘリで、
0:01:19	後で前半のまとめ資料の方をちょっとお話したいと思います。
0:01:23	まず、別紙1のところをちょっと、何ページかめくっていただけると、 別紙1がございまして、
0:01:29	順番にちょっと前回のヒアリングから変わった部分については網かけ黄色で網かけしてございます。
0:01:38	それまず目次のところからですけどもこれ、前回の表、
0:01:42	別紙の表1を二つに分けるということだったので、
0:01:46	表、
0:01:48	表1表にということで、そういう意味で目次も書いてございます。
0:01:53	めくっていただけると、別の2ページ。
0:01:56	よろしいですか。
0:02:08	別の、はい。
0:02:09	別の2ページ、ここにちょっと黄色で、設計条件のところの一つ追加してございまして、これ技術基準との適用性を示すために

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:22	監視盤ですけども、外部のネットワークと接続しないことと、
0:02:26	という文言を入れてございます。
0:02:28	それとその次は表、表1のように二つに分けたので、表2を行ってござ います。
0:02:34	その関係でその次のページから中央1表2ということで、表1から表2 に該当する、今回適用性の不要なものということで、そこにあります五 つ、
0:02:45	ございますけども、それについて別途表2として、タイトルは、中盤主 盤の機能、
0:02:54	2台機能としては、許可基準という基準に該当しない、しないものと、
0:02:59	ということで、そういう表に分けて書いてございます。中身は同じでござ います。
0:03:05	ずっとめくってここら辺は前回と一緒にちょっと別、別の話を、ちょっ と誤字誤植があります。そうなおということだけですけど。
0:03:16	継続めくっていただきますとずっと続きまして、
0:03:21	もう、別紙の本文の方はもうそれだけでございまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:26	あとその添付書類、三つございますけども、それが打越が変わってございます。
0:03:31	ちょっと
0:03:32	エーベ税務署のこの目次のところは、これちょっと給付制って書いてございまして次まで気がつかないんですけど、これは申請書の整合性なので、整合性に書いてございます。申し訳ございません。
0:03:44	次のページは技術基準の適合の用紙等々これも変えてございまして、
0:03:50	そのあと2それぞれの条項ごとに、これ適合しない該当しない場合も、多分、私は、前は該当しないだけだなんだんですけど、
0:04:00	その理由を持つということだったので、そこに、第2項であったり第3項は、これ耐震重要度クラス、Sクラスに要求されることなので、該当なしというような形で、
0:04:12	そういうものの厚いガウジでございます。
0:04:14	添付の3その次のページこれは先ほどの
0:04:18	遊技の苦情の、
0:04:21	ところで、外部のネットワークとは接続せず、独立した設計とするということをちょっと追記をさせていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:30	五ついただいてあと大体その該当しないことの原因をですね、少し、今までは該当しただけだったもの。
0:04:39	例えば、添付の5ページもそうですけども、
0:04:43	中央会に設置する中央監視盤火災対応機器放送設備を安全設備でないため該当なしとかですね、その内藤なしの原因を、
0:04:53	すべての情報についてもついたら、ということです。
0:04:57	あと該当する方はこの前、第5号がちょっと忘れたということで、
0:05:03	第5号を照らして、直をかけるは中監視盤から離れた位置に設けるために、例えばそれ自身が遊んとかも作動また5分、誤操作が起きた場合においても、
0:05:16	これらの原子炉安全に停止させるための機能ですから、監視盤自身にそういう機能を、
0:05:23	損なうようなことはないということと、ちょっとこれも技術基準との適合性の観点で、追求したものでございます。
0:05:30	添付6のページもこれも該当しないための原因で、ちょっと書き方としてですねこういう確認、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:38	例えば核燃料物質貯蔵設備に要求される事項の事項がために該当しないと。
0:05:44	中間の機能ではないということを、ちょっと裏返しのこ書いているんですけども、ちょっとその書き方の
0:05:51	全体の状況のところでもとめ資料でもた後でご説明しますが、もしあれだったらご指導いただけたらと思います。今はこういう書き方をさせていただきます。
0:06:00	添付7も同じでございます、
0:06:03	求められる状況が、こういう要求事項だから該当しないと。
0:06:08	ということで、添付8、もうこれは原子炉制御室に要求される事項のため該当なしとかですね。
0:06:15	ずっと行きます、添付の11、
0:06:18	これは放送設備は通信連絡設備ですけども、これは本当の話なんですけど、この研修施設外の通信連絡設備に要求される事項であるので、放送設備が所々ないだけなんで、
0:06:31	そういう外該当なしとして、
0:06:34	そこまでが今回の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:36	中間の基金に対する適用性の必要な条項の
0:06:42	これは、今までもそうだったですその中で、その該当なしの部分を少し説明加えたということで、他のところの中身は同じように、
0:06:52	その次の方は、設置変更承認申請書との整合性ということで、
0:06:58	これまでのやつにですね今回
0:07:02	今までほとんどが添付 8 の文章を引っ張ってたんですけど、本文にも関連する記載があるということで、それを今回、そこに追加をしたと。
0:07:12	ということで、K U C A の方には、中央管理のことについて、こういうことがうたわれてますので、それを引用してきたということでございます。それが添付の 13、
0:07:25	あと店舗の、
0:07:27	いやまだその辺はあの表が二つに分かれたので、ちょっとそこは、この変わってるということで、特に本質的なものではございません。
0:07:35	店舗 16 についての左側の方に、これも本文 2、
0:07:40	出てるということで、K E C ですけど、それを同じような形で、ここに書いてある。
0:07:47	いうことが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:49	です。それで添付 18 も同じでございます。本文に立って採用ここに持ってきたと。
0:07:55	それで蘇生後はもうのみ全部 1920 はナンバリングの問題です。
0:08:05	それ以外にも、そ、
0:08:07	あとずっとほとんど番号のことだけ中身は一緒にして、
0:08:11	ずっとっていただきますと、あとは設置所設置申請との、
0:08:17	ところの品証のところでございますけども、マネジメント計画書と
0:08:23	それ自身させ書かれてる、本文の 9 ですね、それとの整合性ということで、これ電源を示してこれびっくりしたようなんですけど、
0:08:34	それがずっと永遠等ございます。
0:08:39	ずっと、
0:08:43	添付の 55 ページまでは総勢、最後の全部処理、三つ目、これは F 品証との適合性の監査説明書をつけて、添付の 56 からです。これですね。
0:08:55	実はマネジメント計画書は書いてなかったんですけど、これ、その添付、全部が書いてないですけどもその添付の 56 の次のページをちょっと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:06	表紙がありまして、その次のページにマネジメント計画書の付録をも う、
0:09:11	いつも添付してるんですけど、その付録がそこにありますように4月18 日付で少し修正があったので、これを、これ差しかえるといいますか、 補正するという形で、
0:09:26	これを作る場合これももう少し早く、
0:09:30	もう示すべきだったんですけどちょっと失念しておりまして、これを今 回補正の中で、
0:09:36	立ち返るといふ形にしたい。
0:09:39	それが別紙の、前回ヒアリングでご指摘いただいたところ等々の修正ス タートということで、
0:09:48	それで前にちょっと戻りましてですね、前回まとめ資料として、す。今 の別紙に書かれてないようなことは、このまとめ資料にというご指導が あったので、
0:09:59	そこでまとめ資料としては今のところ4、4項目について、5項目につ い、すいません。僕もいただいた4項目ですね。
0:10:11	僕はもう最後の5、五つ目は単に今の話なので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:17	40 ページはもう今すでにお話したので、
0:10:20	今岡小田島の四つの項目について、まとめ資料でこういう形に変えたということでございます。
0:10:26	1 ページ目、これ先ほどの表 1 表 2 の話と一緒に、
0:10:31	許可基準とかいう基準に適合させるようなものを二つに分けますと、
0:10:37	いう、その辺のその理由をそこにあって、
0:10:42	それから、2、二つ目は、
0:10:45	添付書類の先ほどの技術基準規則との適合性の説明。
0:10:50	をする場合に、やはり本文、設工認の本文がどう、技術基準に適用する、しているのかというところですね、まとめるということで、今、こういう形で、
0:11:04	左側には技術基準、この関係で適用させなきゃいけない技術基準を左側に置きまして、それが本文の設工認本文の、どういう形で書かれてるかというところをまとめた。
0:11:17	まず、六条の話としてはこれ、地震、地震による、
0:11:23	御社の防止ですけどこれは

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:25	耐震Cクラスを満足するということで書かれてますということですね。 あと、9条は保安進入の話ですけども、
0:11:33	それについては右のように先ほどちょっと今回追記したと言いました けど、外部のネットワークと接続しないというようなことを、
0:11:42	整合性があるということで対等で、
0:11:45	防災対応機器については、
0:11:48	もうその右のように、検査で佐渡検査でこういう
0:11:55	ここにちょっと補足説明として書いてますけど、これは申請書の中には 書いてございませんけど、
0:12:01	警報の作動検査において模擬信号により警報のは、作動確認するものも あると。
0:12:08	また中央監視盤の前面が扉になっており作業のためのスペースが確保さ れていると。
0:12:13	そんなこともこれ11条の適合性ってのは機能の確認ということで、そ れがそういう形でできるということを、申請書にもはい。
0:12:23	やるのとその検査でそういうことをするというごさいます。
0:12:27	その放送設備についても、放送し、その次のページに3ページですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:33	放送設備のラックから取り外すことで保守をまたは修理が可能であると。これ口頭でも説明してきたんですけども、この技術基準の適用性ということで、こういう説明してきたということでまとめ資料に入れたところでは。
0:12:48	伊賀です。21条安全設備についてですけども、ここも
0:12:54	ニーズ基準で求められてることに対して、そこにありますように火災感知器とか、火災受信機、あと超過設備があると、それが対応するということです。
0:13:05	16条については、これ、26条、
0:13:10	ちょっと条項の内容がちょっとそこにちょっとリンクされてないので、
0:13:14	ちょっとすいません。
0:13:18	核燃料物質貯蔵設備ですね。
0:13:22	それは炉心タンクの水位だって荘司年度公立のプール水であったり、燃料効率のこれチャンネルですけど、そのプール水の漏えい。
0:13:32	増井井出同意、その辺は、あそこ中央監視盤の機能としてそういう傾向ならずというところがこの
0:13:40	技術基準と適用すると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:42	というような、ヨコナデみたいでございます。
0:13:46	それから、31 条。
0:13:50	これは放射線管理施設としての話ですけど、
0:13:54	これ重水の例のトリチウムの検知のためのものですけど、これは 31 条の 1 項第 3 号ということで、技術基準 2 の適用性要求されるということ でそれはこのように、
0:14:07	そういう警報が鳴ると、がついてますということが書いてございます。 そんな、そういう形で左と右が一対一に対応させてございます。
0:14:16	34 条、
0:14:18	これ原子炉制御室等ということで、これが一番重要な瀬口須貝から、
0:14:24	そのの現地名称止めることができるという、そういうそういうそのための情報ですけど、それは中央監視盤にはそういう機能があるという、
0:14:35	あと 41 条。
0:14:39	については警報設備として警報設定が非常にたくさんの警報設備がそれぞれ、放射線モニターであったりですねそういうものが該当しますの で、
0:14:50	その表面の表 1 ですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:53	今日加島に設けるということでその
0:14:57	エビデンスが、設計資料の中にいろんな警報、
0:15:02	ナンバリングする警報ということでこれは該当するという
0:15:06	ちなみに後でお話しますが、この前、この機能については本文、
0:15:12	本文の参考図にあったんですが、それがまとめ資料でいいという、言われたのです。それは後の方につけてございます。
0:15:20	42 条、
0:15:22	については、通信連絡設備ですけども、これは放送設備のことであって、これは枠外であるということで、一応ここまでが
0:15:32	まず、今回の
0:15:36	地盤等々について、技術基準規則との適合性が言うと、言った時にそれが設計仕様条件の中でどう適用してるかということをいったいぜんたいを出したところ、
0:15:49	これ檀多分前回いろいろ議論があったという。
0:15:52	を理解してございます。
0:15:54	三つ目ですけども、これはちょっと先ほど少し言いかけてはいたけど、
0:15:59	適合しない、しなくてもいい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:02	これについての利用ですね。
0:16:05	開いてくださいと、適用する中での情報の中での項目が項目の中で結局入れない部分もあったので、それは先ほどの、
0:16:14	申請書の中にも書いてあるんですけども、全くそこで出てこない。
0:16:21	本来も全くこれは関係ないというものについても、それをまとめ紙の中に、
0:16:27	こうこういう理由で、関係ないということを書いて欲しいという話があったので、ちょっと表にまとめたものは、
0:16:33	6 ページ、7 ページ、8 ページです。ここではちょっと重複しますが、もうマルの部分についても、
0:16:42	先ほど情報対応のところの説明したようなことが同じ文言を入れてございます。
0:16:47	件については、全く、
0:16:50	県についても同じでその条項対応がある部分の中で、不必要な項目については、同じような理由をそこに書いてある。
0:17:00	00 と的の中でもそういう 0 の情報として丸がある部分については、中に項目の中に入れられないものは一応理由、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:10	それと全く関係ない、例えば、
0:17:15	6 ページであると下の方の 13141056 であったりですね漫然逆止弁。
0:17:22	逆の面とかですね何とか何とかってそういう、そういうところは全くこれ、
0:17:27	今回の簡易版関係ないんでどうかなと思ったんですけど。
0:17:31	こういう書き方がいいのか、もう明らかなもの、もう何回か開いた方がいいというのをおっしゃったので、
0:17:38	これは逆止弁これ例えば伊井側にちょっと書いてますけど、安全弁等というのはこれ安全面等に要求される事項のため、
0:17:45	後は該当しないっていう。
0:17:48	この書き方はなかなか難しくてですね、こういう、今はこういう書き方をして、原から全く関係ないものについては、そういう書き方をしてございます。
0:17:59	そういうのは、
0:18:02	いうふうに私は冒頭最初にお話したら、的を得る条項以外のところは、
0:18:08	皆そういう形で書いてまして 7 ページの

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:13	7 ページの例えば炉心は 22 条炉心等であったり熱遮へい体であったり非営業部内であったりとかっていうところもそうですし、
0:18:20	その下の方の一次冷却材処理装置であったり冷却設備等、液の保持等とかですね、計測設備とかですね、そういうところは、
0:18:31	目的として、
0:18:33	同じような書き方で、
0:18:36	その理由を、
0:18:38	でございます。
0:18:39	これが三つ目の技術基準との適合性の要否とその理由。
0:18:45	をまとめたものでございます。8 ページ目も同じくすいません。
0:18:53	過去の今回格納容器もなくなりましたので形ということで、そこに書いてるようなそう、そういう理由、理由としては、
0:19:01	水道装置とか、こういうものは
0:19:04	他のハードではなくて、制御室とか、原子炉はい、廃棄開発のものが該当するためとか、そういう理由。
0:19:13	ですねここは少し関係あることなので、そういう形で書いてございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:18	ていうのが三つ目のまとめでございまして、最後の四つ目。
0:19:24	これが先ほどの申請者との、
0:19:27	合成のところで、今先ほど少し
0:19:32	別紙の方で説明しましたけど、
0:19:35	あそこには一応、
0:19:37	申請書に書いてある記載と。
0:19:39	今回の
0:19:42	今度申請する内容と、この主線設置許可に書いてある申請上何か対応が 持ってたんですけど、
0:19:49	例の別紙ですね、朝長ごめんなさい参考図。
0:19:53	T R Cそれぞれ 35、19 という形であってですね、これ書類もつけてご ざいますけども、これ何度も何かを見ていただいていますけど、
0:20:01	これが本文の参考数字入ってますので、本文扱いと思います当間本来先 ほどのところにおいてもいいんですけども、前回もこれは別紙で
0:20:13	まとめ資料でいいよっておっしゃっていただいたので、
0:20:15	とりあえずこの

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:17	2 から 14 までの機能が、その参考図のどういうところに書いてあるかという、そのすぐ整合性を、別途その表にまとめて書いたもん。
0:20:28	10 ページうちはそのための参考の資料。
0:20:32	それ、参考図そのままでございます。
0:20:35	それで一応
0:20:38	まとめ資料、この全体としてはこういう形で、この後の方の設計及び工事の方法の別紙能見技師もこれまとめ資料としてだよ。
0:20:49	あともちろん含まれるんだと思うんですけども、ちょっとこういう形で、前回のいろいろご指導いただいたことを踏まえて、修正します。以上です。
0:21:00	はい、ありがとうございます。何か確認すべき事項、具体。
0:21:07	北田加藤です。ちょっと細かい点の確認はちょっとまずは置いて、要するに補正申請に係るようなところをまず、東欧か、何点か確認をまずしていこうと思います。
0:21:25	まずですね、2 ページ目のところにある、第 9 条、
0:21:33	これ審議方針のところ条文になりますけれど、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:39	設工認の本文のところでもですね、今回の周辺監視区域のベースは既設の設備であって、施設工認の対象ではないっていうふうに書かれているじゃないですか。
0:21:52	うちもそのように認識をされていて、そう考えるとですね第9条の説明のところの原岩のところですね。
0:22:01	変数を設けて、許可を終えたものを以外の立ち入りを防止しているとかっていう記載。
0:22:09	素行とかあと持ち込みとかもこれ今までもやっていることですよね。
0:22:15	そこの記載はうちは不要だと思っていて、でもですねどうしても入れたっていうことであれば、なお書きで入れて欲しいんですよ。
0:22:25	うちとしてまず確実に説明をして欲しいっていうところは、要するに性悪説行為を防止するため、外部のネットワークとの接続せず、独立した設計としているっていうところの条文については説明が必要だと思っ ているんですけど。
0:22:42	それ以外については、もう既認可の情報だと思っております、どうしても書きたいということであれば、ここの部分はなお書きもしくは削除 っていうのを検討していただきたいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:59	はい。平野カマエでございます。了解しました
0:23:04	どちらにするかちょっと判断はちょっと私の我々の方に任せていただいて、削除するかマーキングするか、そこは
0:23:12	検証したいと。
0:23:13	ありがとうございます。
0:23:15	金子です今の件なんですけど、ちょっと補足すると、我々審査書カクウ段階でですね、申請書の本文とかに書いてないと。
0:23:26	それを運用できないんですね。それで第 31 条に適合を確認したところを、
0:23:34	京都大学としてはこういうことをしていることを確認したっていうのはこういうことっていうのは本文に何か書けないので、
0:23:41	なので、その適合性の説明の中には極力、極力使わ絶対だな、本部いう申請書本体の中に書かれてるものを描かないで、
0:23:52	いただきたいということですよろしくお願いします。
0:23:54	うん。
0:24:01	カマエでございますけど、今 31 条、
0:24:06	おっしゃったと思うんですけども、ごめんなさい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:12	はい。とりあえず
0:24:15	別紙の方の、
0:24:17	別紙の方じゃないこの今の、
0:24:22	少なくともそういうことで本、
0:24:32	すごい。
0:24:33	うん。すいません。いや、本本
0:24:37	本分っていう、すいません京大の三沢です。例えばですね、今の外部ネットワークというところをちょっと本分というのは、申請書の本文という事でよろしいでしょうか。
0:24:49	だから、そういう結構人のフォームを
0:24:56	今のこのページと別にというところになるんでしょうか。
0:25:01	別のところに、他のべきのところに、外部ネットワーク接続しないことと、黄色いマーカーで書いてありますが、ここに書いてるので、これでよろしいということでしょう。はい、そうですそうです。
0:25:16	これになっちゃいますけど、九条のところにセンスの話が出てきちゃって、検査はして、別に出てこないじゃないですか。だからちょっとそれで都合悪いってことです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:27	うん。
0:25:28	カマエです了解しました今加藤さん。
0:25:32	金子さんおっしゃったように要するに本文は申請書本文に、
0:25:36	と、そのあとはその技術基準との関係でですねそこに書いてないものは、
0:25:41	開かないという、ここに載せないということでしょうから、先ほどの永尾議員の話が本当は知りません。ちょっとそこは検討します。はい。ありがとうございます。
0:25:53	うん。
0:25:56	次、確認したい事項に行きたいと思います。えっとですね、次からはですねちょっと説明いかんによっては、補正の方に反映しなきゃいけないかっていう観点でちょっと確認をさせていただきます。まずP6ページ目。
0:26:19	6ページ目のところが6から8までのところですが適合性の説明それと不要な理由。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:25	それで、まずですねきちんと不要な理由っていうものを説明できないと、要するにそこが適合対象条文になっちゃうんじゃないかっていうことで、補正の内容が決まらない。
0:26:39	ですので、ここで不要な理由っていうのをきちんと説明していただきたいなというふうに思っています。それで6ページ目のですね、
0:26:50	第8条、
0:26:52	第8条のところの第1項のところなんですけどね。
0:26:58	ここの記載がちょっとよくわからなくてですね。
0:27:02	例えば何がわからないかと言いますと、
0:27:06	中央管理費の機能かっこ制御室以外からの原子炉の停止。
0:27:11	となっていて、
0:27:13	それ以外の機能も、許可基準規則技術基準規則で適合する部分っていうのが、今回の審査会合で整理していただいたはずなのに、なぜ中央管理室の機能がこれだけの関係で、
0:27:25	説明しているのか。
0:27:28	それ等、
0:27:30	その中央管理費の機能から想定すべき外部事象は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:35	竜巻火山森林課税、森林火災がある。
0:27:39	何でっていうところがわからないんです。もしかすると、設置ゴシヨウニンのときに、そういうのが説明をされていて、
0:27:48	もう、これ一、この三つを見ればいいよねっていう整理をされているのであれば、そういうことをきちんと書いていただきたいと。
0:27:58	それと、正しいのところからいくとですね結構制御室のことが書かれているんですね。
0:28:07	それで今回はあくまで対象は中央管理室なので、
0:28:12	中央管理室に対して期待すべきなのにPDFのことが書かれていると。
0:28:19	審査会合のときにもあったように、何ていうんすかね。中央管理ってのはマージしないんです。
0:28:27	あくまで、手術のがメインですっていうことであればまだわかるような部分あるんですけど、ここで計上してっていうふうに書かれてもちょっとよくわからないので、
0:28:40	ここについてはまず説明が必要だと思っていますが、いかがでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:52	カマエでございます。後半の方は多分0班の加藤さんからのご指摘、これは我々も全く、
0:29:01	カンカン感じてない、なかったわけじゃなくてですね。
0:29:04	当初はまず
0:29:08	安全施設もそうですけど、減少止めるところ生物外から止める、これは吸いますが、何かあったときに止めるということで、本来言う後半の部分は、関沢建材って言うのは、
0:29:21	そこは健全であれば中間の機能は要らないと。
0:29:25	というようなことで、そういうふうに書かせていただいたんですね一つはね、まだ、
0:29:30	おっしゃってるように、この原子炉を止めることだけが中間機能じゃないので、
0:29:34	例えば、いろんな警報をキャッチするとかですね、いうふうなこともあってですね、それで、
0:29:43	そうしたときに、
0:29:45	これ、
0:29:47	ちょっとここはこの場で言うのがちょっとあれなんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:52	これ、
0:29:53	グレートアプローチ。
0:29:55	大きなものは我々ところを、そのあとにいろいろ出てきたので、
0:29:59	これ、申請者がわかるように、赤間仁木に関しては江口さんなんですね。
0:30:06	これ別にある施設はF1で、
0:30:09	耐震重要施策や予算でいいよっていうふうに書いてないんですね。
0:30:13	もともとの竜巻のガイドには、耐震重要施設がそういうもので、それに従ってあなたに書いてあるんだけど、
0:30:20	一般の耐震重要施設じゃないCクラスBクラスについての竜巻のレベルをどう決めなさいってのは書いてないんですね。
0:30:28	J-R IIIは後でグレーデッドアプローチっていろんなことをやって最終的には言わんとか。
0:30:34	幾つだったんですね。ところが我々一番先行したときに、そういう話じゃなくて、
0:30:39	耐震重要施設並みの現象建屋、
0:30:44	ですね、それに対してはM3M3ですよと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:47	今まで来たわけですか。もうそれセクトリームそうだ他の、例えば中間も そうですけど、この研究等もそうですけど、そういうものに対して竜巻 防護を、
0:30:57	どのレベルでやるべきかということは何も書いてなくて、今のままだと F3でしなきゃいけない。
0:31:03	そこはですね非常に悩みの種です。うん。うん。そういう話が多分出る と。
0:31:09	ということだったのが我々としてはもう竜巻とか何とかは、もう要するに 請求数が元気であれば、
0:31:15	中間いらないと。
0:31:16	同時に止めることだけの、
0:31:19	機能が非常に重要なので、
0:31:21	ということでこのストーリーたんですけどおっしゃる通りそれ非常に私 も気になってて、うん。
0:31:27	どう、どう書くべきなのかってもうおっしゃる通りなんで、機能がいつ ぱい後々、
0:31:33	許可基準の適合性がこう、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:36	出てきたんで、送付されると。
0:31:39	8条というのは別に耐震重要施設だけではないので、
0:31:43	竜巻にしろですね森林火災にしろですね、
0:31:47	ということで、非常にそこは悩ましい。
0:31:50	うん。技術を申し上げると、榎町の加藤です。戸谷さんおっしゃってることを私、結構結構理解をしていますし、
0:32:02	それにもともと中央管理室、もともとあったところでもうそういうふうになっていたっていうのもあるので、あのですね、これについては、
0:32:13	今言った先生との考え方なのか去年の考えなのかわからないんですけど、そこをですね、しっかりですね変えて欲しいと思うんですよ。
0:32:24	それでちょっとうちの中にどういう判断がくれるかっていうのはわからないんですけど。
0:32:31	正直なところ、
0:32:33	実は私は、そういう考えとかも適用できるっていう判断があるんじゃないかなと思っています。
0:32:40	それで、そのときに、説明が結構長くなったりする場面があると思うんです。だからその場合はここの、今、エクセルの和気土岐。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:51	戸田はなくてもこれは別紙に飛ばしてもいいですし、結構1枚ものになってもいいと思いますので、そこっていうのはですね、しっかり京都大学としてはこういうふうに考えますっていうのをまとめていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。
0:33:09	こちらの考えがございます。兄弟としては今の話なんですけど、
0:33:15	これって新規制の時の審査に関わる話なんですけど、
0:33:19	だからそれは我々としては、当然こういう、こういう竜巻にしろ新川にしろ、原子炉建屋を守ると。
0:33:28	縦長に関しては、F3で守ると。
0:33:31	という流れで来たわけですね。
0:33:33	それで、そしたら他はどうなのっていう議論を全くされてなくて、
0:33:39	ていうふうにし越しそういう審査が終わってたんですけども、今例えば、減少施設たくさんあります。
0:33:47	例えば廃棄物処理、それだけや、冷却塔、スタック、そういうものが竜巻に対するM3なのか。
0:33:55	予算なので藤中井内なのかって、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:58	いう話をその通りや、議論されてなくてですね、一応竜巻って竜巻ガイドご存知だと思うんですけど、
0:34:06	あれを使って、竜巻の評価をしてくださいと。うん。
0:34:11	そうすると我々は耐震ガイドの耐震重要施設がターゲットが書いてあるんです。
0:34:16	だから我々はそのつもりでそれだけをこう、
0:34:19	守る。
0:34:20	だから原子炉建屋の中にSクラスがあるので、当然それは守ると。
0:34:25	そういう観点で、竜巻対応やってきたんですね。そうすると、冷却塔、
0:34:32	耐震上施設がないので、
0:34:34	それに対してはどれ、何なりを持って集まるよ、能評価をするか。
0:34:40	それはリアルIII、
0:34:43	ちょっといいですかごめんなさい。長々等、ちょっと説明されてますが、結論的にはその説明はできないってということですか。
0:34:53	要するに京大さんのここの主張をまとめてくださいっていうことはできないってということなんですか。今、今のままで、新設通り。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:08	言うと、申請書に書いてある申請書そのまま額面だよと、竜巻の評価をMさんだけなんです。
0:35:13	L3、
0:35:15	それに対して減少、これ今の外部事情ここで求められてる点8条は、
0:35:21	原子炉施設ですよ。
0:35:24	耐震重要施設だけが竜巻防護せよと書いてないですよ。
0:35:32	下やん。そうですね。はい。続けてください。そうすると、今のものと、すべての研修施設は、中間である中間部、あれですけども、
0:35:43	それを内包する研究炉もそうですけど、そういうものはすべて
0:35:54	下げなきゃいけなくなれば、予算ですか、我々評価できない。
0:35:59	そういうことする必要私はないと思ってますけども、ごめんなさい。だからごめんなさい、質問に答えていただきたいんですけど、そういうふうにかけていて、
0:36:09	やる必要はないっていうふうにかけてるわけですよ。
0:36:14	うん。
0:36:14	ただそれ、それらの考えをまとめて書いてくださいっていうふうに言っているんですけどそれは書けないっていうことなんですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:22	いや、いやそういう、今までの審査の過程をするという、そういう形でやってます。
0:36:27	こういう形で審査をされてきてどういう形で我々是对応してきたか、そして審査接道なってるかっていうことももう今はもうそれはありますけど、うん。それは、
0:36:38	熱湯。
0:36:40	不要な理由として、どういう主張されるのかっていうことの考えをまとめてくださいっていうことを言っているつもりなんですけれど。
0:36:48	その考えをまとめることはできないんですか。
0:36:52	そしたら、もし書くとすれば、その当時はそんなことを議論されなかったんですけど、
0:36:58	竜巻評価、例えば宮－三田と書いてあるのはこれガイドに従いは耐震重要施設がターゲット。
0:37:06	だからそういう意味で、中間は耐震重要するじゃないから、
0:37:10	どんどん欠けますけども、だから、中間を玉城に変えて守らなくてもいいのかっていうようになると、
0:37:18	我々答えはないんですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:20	ごめんなさい。ちょっと繰り返しのかもしれないんですけど、今この説明だと、まだ全然適合対象条文になるのかならないのかっていう判断ができませんと。
0:37:33	それで、ですので、ここについては、京大さんの考えをもうちょっと詳しく書いてください。
0:37:40	私の主張はそれなんですわね。
0:37:43	それで、それについては、説明できるっていうふうに考えていいんですか。
0:37:54	私が聞いているのはそこだけなんですよ。
0:38:01	木
0:38:04	を、ちょっとお待ちいただけますか、おい。
0:40:54	あ、すみません、甘いです。
0:40:57	とりあえず今加藤さんから、今野町伊勢からもいろんな経緯があるんですけど、とりあえず
0:41:05	今回もこの中間については、
0:41:08	これ、ここに書いてあるように、
0:41:10	それ自身の鳥羽家に対する、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:14	書いてないわけですから、
0:41:15	不要だと。
0:41:17	いう理由をですね。
0:41:19	とりあえず書いてます。
0:41:21	空いています。それでそれはどう、波及的にあるかわかりませんが、 とりあえず正直ベースで今まで我々審査を受けてきて、中で、
0:41:32	こういうことに今なってるわけですけど、
0:41:37	ところをちょっとまずそう決めて書いて、
0:41:40	それでいただいてまだ1回あのな、あんな形で、
0:41:45	すいません。
0:42:21	次の確認事項に行きたいと思います。
0:42:26	そういう
0:42:30	所定の内容のところ、
0:42:34	徒歩性能ところのページ、添付の5。
0:42:40	安全距離ですね。
0:42:49	安全設備のところなんですけれど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:54	私の理解を問うこってというのは火災の対応は許可との整合性の観点に入れてくださいっていうふうにこちらの方から要望した、そういうふう に記憶をしています。
0:43:05	それで、4号の口と第5号が入ってきたってというのは、意識をしている んですけど、要望の宇都羽田必要ないってというのは何でした。
0:44:19	これは小浦さん。
0:44:49	当然の考えです。
0:44:51	すいませんちょっと今のところご指摘いただいて、
0:44:56	なんか特に難燃性不燃性ってということで、当然消火器を置いて値を、が 減るとかって書いてあるので、それ自身、
0:45:06	これハーモそうなんです。これ当然建築基準法障防法も当然確認の中 で、もう決められて防火扉とかですネシャッターとかついてますので、
0:45:16	当然これ一般この規制の枠組みじゃなくて、さっきの耐震の話もそう ですけど、
0:45:24	それにも建築基準法、消防法で決められた仕様で作ってますということ なので、あえてちょっと書かなかったというところがないんですけ ども、ちょっとそれはそういうことが背景として、適合してるので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:38	何か書くことは全く、
0:45:41	今から新たに何かをするわけじゃないので、すいません追加を追記をしたいと思います。
0:45:47	現在はなし。
0:45:53	規制庁の加藤です。えっとですねもうちょっと具体的に言うと、イのところは過大な発生防止で可能な限り不燃性または難燃性の材料を使用すると。
0:46:06	それで、今回の伴ったターゲットってのは例えばバー中央監視盤とかがあるわけですね。
0:46:14	それで中央監視盤っていうのは基本的には公的性とかできていますので、その不燃材料が使われていると。
0:46:24	だからそういうもので構成されてるよとかっていう説明ができると思いますし、
0:46:29	あとですね
0:46:31	ハのところもそうですし、あと口のところもそうなんですけど、今まさに釜井先生が言われて言われたですね、消防法に基づき、そういう感知設備であったり、消火器とか、防火扉や、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:46	<p>そういうのを設置しているその消防法に基づきってというのが一つポイントになりますので、記載をしていただけるといいかなと思いますのでご検討願えればと思います。</p>
0:47:01	<p>はい。京大のカマエです。まだ野木の方は、会社間そのものがお話しします。建物のことを言いましたけど監視盤そのものがね、</p>
0:47:11	<p>な不燃材料でつくられますのでそういうことを記載すると。</p>
0:47:14	<p>それはについては、当然中央管理室部屋への延焼みたいなものを防止する上では、そういう消防法に基づいた措置がとられていると。</p>
0:47:25	<p>というようなことをちょっと記載したいと。</p>
0:47:27	<p>はい、ありがとうございます。</p>
0:47:33	<p>所長の加藤です。あとですね、同じところで、ごめんなさいね第5号のところの説明ですね、</p>
0:47:42	<p>消火器は中央監視盤から離れた位置にあるので、チャラポチャラで原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないっていうふうになっていて、</p>
0:47:56	<p>スクラム設備2、何て言うんすか限定してる理由って何かあるんですか。</p>

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:04	うん。只野カマエです。すみません。ご指摘の通りですね、これは一番そのものの話ですから、当然スクラムだけの話じゃなくて、どうも私黒野の方に偏った。
0:48:15	これは最初からずっとそういうのできたらいいんですから。うん。すべての機能という中でちょっと考えた時に、
0:48:21	ありがとうございます。
0:48:58	すみません共済の考えです。加藤さん、今の
0:49:02	安全っていうさせるための機能をどうぞ。そうですね。
0:49:06	基準のほうに、ここはそういう、
0:49:10	そういうことが書いてあるので、そういうことですか。
0:49:19	そっかそっか。
0:49:20	はい。
0:49:21	そう。これいない。はい。
0:49:27	了解しました。
0:49:30	そうしますと、補正に関わる内容に対する確認事項は以上となります。
0:49:38	和気。
0:49:40	金子の方からありますので少々お待ちください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:44	ちょっとお伺いしたかったのは、ページ 6 ページの、
0:50:08	すいません大丈夫です私の勘違いでした。
0:50:19	聞いたのカトウで、そしたら補正に関わるコメントは以上となりまして、これからちょっと、伝える事項については、
0:50:30	まとめ資料の方に入れて欲しい内容について、
0:50:35	伝えたいと思います。ちょっとですね細かい部分もあるので、そこはちょっとご了承願いたいんですけど。
0:50:44	言っていきますね。
0:50:46	まず資料の 2 ページ目、資料の順番通りにいきたいと思います。
0:50:53	まず資料の 2 ページ目ですね、第 11 条、これ機能の確認のところなんですけれど、
0:51:02	3 行目のところでですね保守主事ができるよう、作業のためのスペースが確保できるように配置すると。
0:51:12	いうふうになっていて、うちとしてはどの、どのぐらいのスペースがあるのっていうのを確認したいと思ってます。それでちょっとこういうのはどうでしたっていう提案なんですけれど、
0:51:23	申請書の方に、評価に位置図、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:28	配置数がですね、Pの別の12ページにあると思います。
0:51:35	それで、あそこところで、その管理費の幅と、横と横と高さという言葉が早いです。
0:51:48	奥行きたが、そこもですね、所2000本入れれば、どれぐらいのスペースがあるかっていうのがわかるかなあと考えていて、それを禁止するじゃなくて、まとめ資料にですね、
0:52:00	まとめ資料に入れていただきたいと思うんですけど、それができると思っていますのでちょっとご検討ください。
0:52:09	それで、
0:52:11	次に同じところ2ページの11条のところ、今度は放送設備についてなんですけれど、放送設備については、保守主事ができるような赤から取り外せる構造等だけよっていうふうになってるんですけど。
0:52:27	ラックから外せるとどういうふうになんていうんすかね要するに、
0:52:31	保守修理ができるようになるかっていうのがちょっとぴんとこないの で、
0:52:36	そこっでもうちょっと具体的に説明していただきたいというところでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:42	資料は違う。
0:52:46	よろしいですか。はい、じゃあ、次し合います。
0:52:51	ちょっと、ちょっと今ちょっとお待ちいただきます。はい。
0:53:28	そういう意味で、京大の三沢です。ちょっと実施をいただけたらと思うんですが、例えばラックから外して、ここの修理ができるっていうことを書けばいいっていうそういうことでよろしいか。
0:53:42	機器を取り外してラックから取り外すということで、
0:53:48	修理が可能だと、要するに例えば何か何かを交換するとか、そういうのは可能だっていうだけ自分つけばいいという、そういうことでもよろしいでしょうか。
0:54:00	うん。そういうことなんですが、規定と、私のイメージを言いますと、要するに、ラックと放送設備っていうものがどういうふうに繋がっていて、
0:54:11	まずそのラックから外せます。
0:54:15	そこっていうのがまず知りたいんですね。
0:54:17	それでそれが外せるっていうことになれば、それはここで育ち周知ができるようなこともできるよねっていうところに繋がるので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:25	その略と放送設備がどのような形でひっついているか、それでどのような形で、外してる形になるのかっていうのを確認できればいいかなと思ってるんですけども。
0:54:36	はい亀井です最終的に確認しますけど、例えばパソコンってありますよね。パソコン、計算値は要するに筐体と連絡がありますね。
0:54:47	この中にいろんな 55 床下がってますよね。
0:54:51	コピー IC のコードが、電源も含めて、あれ処理する時で当然それを引き出して、
0:54:58	やる放送設備っていうのは、多分こういう落書きフォローもあって、そこに電源であったり安定する。
0:55:05	IC というか、状態であったりとかいうボードがですね、多分いろいろすぐ下がってるなと思います。
0:55:11	それは、これから出ると、それ 1 枚取り出して、どこが壊れるかっていうのを見るとそういうラックが楽っていう言い方がちょっと、
0:55:20	あれの
0:55:21	ちょっと先ほど提案って言いましたけど、ああいう状態があって、
0:55:26	その中に

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:28	ハードが入っていると。うん。バーンだったりいろんなものが入っていると いうイメージだろう。何が問題かって言われると、多分構造設備がもと もとどういう形で入っていて、
0:55:41	いや、どういうものかっていうのが、全然あの文章だけだとイメージ湧 かないってところが一番大きいのかなと思って、これ多分みたいな ものなので、大体どんなもんかってのはもう当然うちの方、
0:55:57	担当者は、語る、この前少し修正したって何だっけ、生かして、どんな もんかということで、講師、何かそういうこともあったので、ちょっと それを、
0:56:10	手配して、こんな形でというのをお見せします。うん。まとめ資料の中 に入れてもらえればと思いますので、
0:56:21	はい次行きたいと思います。次3ページ目のですね21条、これ安全設 備のところなんですけれど、最後のところに消火系は中央監視盤から離 れた位置に、
0:56:34	設けるためっていうのも、ちょっと距離感覚がわからないなというふう に思っていて、さっきと同様ですね。
0:56:42	こう入っている。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:44	I Tのところから評価機能1から開始までどれくらい離れてるかっていう寸法を入れてもらえればなど。
0:57:25	すいません。先ほどのカマエです。先ほどの
0:57:30	配置図2を入れるのを
0:57:34	ちょっとしたんです。それで大体その町柿木の位置が今書いてますので、この場所に置くとすれば、大体監視盤までの距離とかですね、それはそれを見ていただけると。
0:57:45	その効果が出ると思うんですけど、それでよろしいですか。
0:57:48	いや、直接の消化器とか芝の距離じゃないんだけども、
0:57:55	だと、中間システムを、芳賀とかの寸法を入れれば、おおよそ転倒がメーターで推測できるから、
0:58:06	そこを直接メーターを書くんじゃないでもいいですかっていうことです。それはそれで構いません。
0:58:12	当然この校舎等に一応その寸法合わせながらその場所、
0:58:18	規定してますので、もう全体のすぐわかれば、
0:58:21	大体何、何メーター離れてるかわかると。
0:58:24	わかりました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:27	そうしたら、すいません、今柏から離れた位置っていうんですけど、
0:58:34	その離れた位置行って、
0:58:37	誰がどのくらい話せばいいかとかっていう考え方ってあるんですか。
0:58:43	1メートル離れたってカトウの人がいれば、50センチでも離れてると思う。それば10メートルないといけないんだねっていうのもあると思うんですけど。
0:58:54	冗談として頭としては離れた位置っていうのは、
0:58:59	何をもってこのぐらっていう意味になる。
0:59:04	場所は去年のカマエです。消化器の話です。
0:59:08	消化器って今の、今、何だっけ。いう形でした。
0:59:14	当然大きさが決まってる今考えてるのはその場所で、
0:59:19	誰もさわらない事情で、遅さ誤動作でバーッと
0:59:26	Aとし、
0:59:27	少々課長か本松を出してしまうということの想定だと思う。
0:59:34	けども、そうすると、引くときに、どのくらい消化器を持って行って欲しいですかっていうのあると思うんですけど、それからいうと、これちょっと寸法書いてないわかんないんですけど

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:45	これ、後、御説明と離れてますので、
0:59:49	多分それから引けそうと多分消えないと思うんですよね。
0:59:53	本来は、だからその辺のイメージから
0:59:56	す。要するに、人がこれ介在したらどう指導となりますから、0だと。 だからその動いてる場所で何かそれが自動、自然にこう、あれがバーツと噴霧したと。
1:00:10	ていうことがこのリスクだと思うんで、そんなことはないと思いますけどP抜かないということですね。
1:00:16	そのあとの、どれぐらい行くかって言ったらもうそういう、我々考えないんだけど、別に決まるわけじゃないので、
1:00:23	そうすると、設置する消火性、消化器の消化液が届かない距離というのが離れた位置って、そういう理解や、それは全く届かないってことはありえないので、
1:00:38	だから普通の紹介する時にその消火するんか、どのぐらい効果があるかっていう時に、その5メートルの手前からそれで非常に良いとかって言っていないと思うんですよね。
1:00:50	それはイメージだけです。それ以上のことはありません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:54	もうそうだとすると、これ一応消防ではない。
1:00:57	広中に入ってますから。
1:00:59	村じゃないので、
1:01:01	それを、そういうことをいろいろその中で、
1:01:04	べく
1:01:06	粉末が出ても、ちょっと上がらないで今そっちの方がいいかもしれませ ん。
1:01:10	はいどうぞ。
1:01:26	京大の三澤です。
1:01:29	図面をちょっともう1回取り出します。書きますけど、自主的に
1:01:38	744メートル-5メートル離れてます。
1:01:41	はい。ですから、どう考えてもそれは十分だということですが、基準と したらやはり私もカマエのと申し上げのに、
1:01:51	そこで消化器が腫れっちしても、その液が飛び地がないというところで 言えば、そうねてあれば、どう考えても十分だろうと。
1:02:01	いうふうに思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:03	だって議案の中にどっかにチックに延びたってことよくありますからね それは。はい。
1:02:49	すいません共同のカマエです。野間小学校についてはやはり、ケース1 社ケースに入りますので、
1:02:55	もうむき出しの状態で距離がどうのこうの書いてますけど、距離もそう ですし、真ん中になってるそのケースの中だという、要するに、
1:03:07	綺麗に出てしまうということですね。そういうことでそういう恐れが非 常に少ないということ、ちょっと方針にちょっと変わりますが、そ れとともに、そういうことも、
1:03:17	なってるということで、細々と操作がお父さんがあっても、
1:03:22	その影響ありませんと、そういうふうにしたいと思います。
1:03:26	少々お待ちください。
1:05:08	規制庁の加藤でよろしいでしょうか。
1:05:12	はい、東電の釜谷です。よろしくお願ひします。はい、えっとですね21 条の第5の供給ざつとですね、中間的な発想。
1:05:26	ほとんど遅さが起きた場合でも、停止機能を損なわないって言っていま すので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:33	消火器で想定されること考えると、作動がきちんと F O R C E から出ちゃうよ、もしくは遊んでバーン行っちゃう。
1:05:44	それで、佐藤佐藤多分金井先生言われたようにケースで囲っているの で、ケースの中で、おさめますよと。
1:05:53	それで、ポリヤ破損発音ですね、例えば A ですと消火器バーンていっちゃうわけで、そうすると、おそらくケースも破ってくるんじゃないかなと。
1:06:05	そのときには、ある程度距離取ってるから、あそこまでの量はかからないから大丈夫よと。つまりは、ケースでやるよっていうのと、離隔距離をとってるから大丈夫だよっていう説明をしていただきたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。
1:06:23	はい、京大の釜谷です。了解しました。
1:06:40	次に行きたいと思います。次はですね、これ、
1:06:46	今日の資料の 4 ページ目。
1:06:52	4 ページの範囲。
1:06:55	4 ページ目の第 31 条法制会議設備のところなんですけれど、これちょっと本当に申し訳ないけど、ちょっと確認の意味なんですけど、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:07	今回重水の漏えいを検知するためにこういうものを入れないですね。
1:07:12	それで、12を転記するためなんですけれど、その点、するためには、ガスモニターを使ってない。
1:07:23	条線に含まれている取り組みも後期計画それを各モニターで添付すると。
1:07:29	検知するまでのスピードってどの程度なんですかっていうところでうちの懸念としては、例えばですよ。
1:07:37	金健希の速度が遅くて、
1:07:40	漏えいをして蒸発を修理ね、それでやっと検知だということになる と、一番の懸念は、
1:07:48	現状漏えいした後警報が鳴るんじゃないのっていうところを心配しているんですけど。
1:07:56	要するに1階の漏えいに対してガスモニターを使っているので、
1:08:01	どういう感じなのかなっていう確認でございます。
1:08:06	兄弟の考えでございます。ちょっと私Pが存じ上げないけど、これ設工認取ってるんですね、もう1本に取ったのでここに載せてるんです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:17	だから技術基準を適用してるというふうに言ったので、本来は、そういうことが絶対であれば、設工認時に生かされてるはずなので、
1:08:28	今それをどう説明すればいいのか。
1:08:30	いやそれが駄目だというのは増設的になっちゃうので、そのあともそういうものができてるのはこれ施行に向けたな。
1:08:38	えっとですね
1:08:40	これ確認のために聞いてこれ途轍公認の要否であったり、適合性のために聞いているんじゃないくて、それからこれらを説明するときに、
1:08:51	仮に質問が来たときに改造する想定中みたいな感じで事実確認をしているだけなんですね。
1:08:59	ですので今別にここで適合性あるものを否定するものではないんです。
1:09:10	京大伊佐です。
1:09:13	繰り返しになりますけれど、それはトリチウムを測定するための、
1:09:20	装置の性能ということになるかと思いますが、繰り返しになりますがそれはすでにこういうところで、2点。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:28	それで許可をいただいているというふうに認識しております。あくまでも今の場合、傾向を出すことができるということで、機能をここに書いているところでございますので、
1:09:41	そこまでさかのぼって、今ここで議論されるということについては、ちょっと私理解できないんです。
1:09:49	きちんと。はい。
1:09:52	カネコですよ。
1:09:54	これ今測定増ちがいいのか悪いのかっていう話をしているわけではなくて、
1:10:00	あくまでも審査で確認した内容として、この測定装置のスペックを念のため、審査資料の中に入れておくっていうレベルなので、
1:10:11	設工認で審査された内容、スペックをそのままお答えいただければ、十分な、
1:10:21	はい、小浦遊佐です。例えば、ケース間どういう交流とか、そういうことをお伝えすればいいということで、そうですそれが遅いとか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:32	早いとかいうそうじゃなくて、おっしゃる通りね、鉄工にとったんだから十分なスペックがあるはずなので、その十分なスペックっていうのを、教えてくださいっていうそれだけで、
1:10:43	わかりました。ただそういうことだと、他の専門委員会についてもすべてそういうことを要求されるということですね。
1:10:53	例えばスタッフとか、
1:10:55	ガスモニタガストモニター。
1:10:57	新測定装置の部分についても、もう一度すべてスペックを記載する必要があり、
1:11:05	ということでございます。刀禰、本来そうなんですけど、カトウは今回言ってるのは、注水速で装置でありながら、ガスモニタっていう間接的な測定方法を使うので、うん。
1:11:19	みんなが興味を持ちやすいので、せめて今回聞いておきましょうということなんです。なので、1から10までスペックをお示しいただいた方が、本当はいいんですけどね。でも、やるつもりは今ないです。
1:11:32	はい。
1:11:33	三澤です。協議いただきました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:38	邪魔高校だけでちょっと簡単にご説明いたしますと、水が漏れて、それは
1:11:45	次はですね、わかりました。
1:11:47	指針でピック示していただければ構いませんので、
1:12:01	そしたら、次と思います。
1:12:04	次、5 ページ目のところなんですけれど、
1:12:09	うん。うん。
1:12:11	ここ、第 41 条のところ、表 1 に示す警報っていうふうになっていないと。
1:12:18	それで表 1 に示す警報っていうのが、そちらの方の別の 3 のところの表示の警報
1:12:27	それから表 1 のところで、機能のところ、
1:12:30	操作器奉仕 6 その真ん中の平方、この警報のところに丸がついているものがつくれて、私は乗っているのかなあと考えていたんですけど。
1:12:41	右のところにはですね、
1:12:45	警報のところに丸がついているものが、3 日に載っていない部分があるんですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:52	具体的に言うとナンバー1、6、7、1036、
1:12:57	これが載っていないんです。
1:12:59	それで、ここっていうのは載っていない技術っていうのは何ですかって いうところなんです。
1:13:35	委員の田宮です。大変申し訳ございません。ちょっと先ほど言われた数 字ちょっと聞こえなかったんで、一番、一番、6本、
1:13:45	修理、
1:13:46	ラーメン。
1:13:47	六、七杯 13、
1:13:51	13、16、
1:13:55	六、七十 30 ちょっとお待ちいただけますか。すみません。
1:14:01	新しい番号です。
1:15:51	それからカマエです。
1:15:53	すみません。
1:15:55	宇井 41 の警報装置の技術基準のところを見ると、当然どういう抵抗の 種類が書いてあるね、例えば水とかじゃなくて、おっしゃって、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:05	線量当量であったり等、液体状の図のこのとあって町の放射線、放射性物質というかもうそれに関係する。
1:16:15	物の警報ということに特化されてるように見えたので、先ほど一番なんていうのはこれ別な傾向だし、ということで、今の
1:16:24	加藤さんのご指摘の5ページの
1:16:28	2から2348、15、90とあっていうところは、
1:16:33	多分傾向はほかにも推移とか、
1:16:36	その非常系もありますけど、そこは41条でないところで読むということで、そういうすみ分けをしてると思います。
1:16:43	まず回答が納得です。やっつくんですけれどそうするとですね、5ページの添付書類1のところの適合性の説明で、表1に示す警報が確認できる機能を、
1:16:59	っていうのはちょっと言葉として違いになってます。
1:17:03	そこを修正していただければと思います。
1:17:05	画面それそこもそうですし別紙の方も、
1:17:11	別というか、情報対応を、うん、そう書いてますので、ちょっとそこは整合するような書き方にします。すいません。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:26	なるほど。
1:17:27	はい。
1:17:33	規制庁のカトウです。次、一体と思います。
1:17:37	今度はずね、大きい7ページ目のところの、
1:17:43	第19条の1のところになります。
1:17:50	それで、ここ、例えばそれに対しても大丈夫だなんていうのはほぼわかっているんですけど、ちょっと説明をですねもうちょっと補足をしていただきたいというふうに思っています。
1:18:03	具体的に言うとですね、第19条の第1項のところ記載されてるのは、
1:18:09	一定の安定による安全性を損なう恐れがある引き継ぎ欲求される事項のためなんですけれど、
1:18:16	今回休会の機能としてはスクラム設備とかもありますので、こういうような説明というよりは、
1:18:25	例えばですけど、
1:18:27	中間脳機能外見によって非安全側に行かないっていう説明が必要なんじゃないかなと、もしくはですね、この中間の管理に1水源がない。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:39	ていう説明ができればいいんじゃないかなと。
1:18:42	これは費減ってというのは水が流れる配管とかも含む、なんですけれど、 そういうものがいけないということであればもういけないっていうふう に言ってもらっちゃった方が一番わかりやすい。
1:19:37	庄田カマエです。
1:19:39	これはねちょっと議論があって、
1:19:42	これからここどう書くべきかという相談もあったんですけど、私は加藤 さんおっしゃったように、この辺からちょっとなかなか理解ができにく いと。
1:19:51	やっぱり一つクリアであれば位置付けがない。
1:19:54	やっぱりそのなかなか工程的に、例えば水道配管、例えば流し方です ね。
1:20:00	流し等でそこで見てもたりますと、そういう話があると。それも1周 辺だとすると、
1:20:08	それは1、何ヶ所とすると、もう3日も4日も、出しっ放しにしないと 駄目ですけど、
1:20:15	例えば故障配管が破れた状態ですからね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:18	そういうのを一生懸命考えるのか、例えばタンクみたいなものがあって、
1:20:23	そういうものが、そうなるのかってことでスプリンクラーもそうでしょうし、
1:20:27	本当はないと、いうのが非常にクリア。
1:20:31	思ってここどう書くかなと。
1:20:34	これは我々事業者の方という話なので、検討しますけどの書き方が少し、
1:20:39	いろいろあるというのはもうちょっと、これも一度
1:20:43	ご相談したいと思ったところなんです。
1:20:48	ちょっと今のような案をいただきましたので、現実に即した形で、
1:20:53	白、処分をしたいと思う。
1:21:02	ちょっとお待ちください。
1:22:08	規制庁の加藤です。次に行きたいと思います。次はですね、ちょっと単なるお願いでございます。P9 ページ。
1:22:23	Pはですね中、中央監視バーン、ごめんなさい中央管理室の機能を、ナンバーで書いてあるのが左に書いてあって、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:34	それに関連するものが、接近ご承認の、
1:22:38	参考の 35 と 19 に書かれているものの、関連を示している銀行を示して いただいてるというふうに理解をしています。
1:22:46	それで、これでもう確かにわかるんですけど、これちょっとお願いな んですけども、10 ページ目、11 ページ目の方にですね、
1:22:55	この 9 ページ目の、何がナンバー2 の方なのか 4 なのかっていうの記載 通り、
1:23:05	多分この表だと、これのどれがっていう形になってしまいますので、
1:23:11	ちょっとこれお願いなんですけどご検討くださいっていうところでござ います。
1:23:17	そののカマエです。了解しました。
1:23:25	次に行きたいと思います。次ですね、ページでいうように、
1:23:35	角のところ、中央監視盤の設計条件として、今回の黄色の塗り潰し で、
1:23:42	外部のネットワークと接続しないことっていうのを記載していただきま したと。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:48	それで、これ確認なんですけど、この必携条件というのは欠勤保証人申請書に書かれている内容。
1:24:18	すいませんちょっとお待ちください。
1:26:14	すみません。清野カマエです。
1:26:17	申請書の許可基準、
1:26:20	そのところで、67条、
1:26:23	そこには、そこに一応減少施設が主語で、
1:26:29	外部から独立した設計とする。
1:26:31	いうなことが入ってくる。
1:26:34	だからそれ、それ。
1:26:37	それ。
1:26:41	今この技術部門、
1:26:43	じゃなくて、
1:26:45	これ、今言われたの、白井に補正申請書案があって、
1:26:55	件数 13 ページ目から設計方針、承認申請書との整合性ってあるじゃないですか。
1:27:03	そこで1回やる。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:05	ない。
1:27:21	銀行と、
1:27:23	F 通り申請等、
1:27:31	北野カトウです。
1:27:33	添付の 10 ページ目のところ、理事長設工認申請書のほうだと、まだ、 (3) の外部ネットワークと接続、
1:27:44	違うことっていうのは入れていないわけです。
1:27:51	だから右手の引っ込みシートのところに片括弧、これを入れて、そこっ ていうのは、設計補償に訂正書ではどこで広いんですかっていうのを、
1:28:02	期待できればいいかなと思いますが、それは対応パニックを、
1:28:08	去年のカマエです。わかりました。ちょっとそこ抜けてます。
1:28:14	この添付の
1:28:18	2 ですね、今申請書の何とかのところ、
1:28:25	別紙の方には追記しましたが、
1:28:28	その対応のところに出たので、
1:28:31	追加しお願いします今申請書等の関係で、はい。
1:28:36	ありがとうございます。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:41	それ等次かけていただきます。次、別の4ページ目。
1:28:50	この4ページ目ですね、No.7の、
1:28:55	近いピット沿いプール水プール水漏えい検知器のところの機能の説明の ところをごさいまして、ちょっと本当に細かくて申し訳ないんですけど、
1:29:07	今回っていうのは漏えいを検知するっていう観点で、これらの警報、警 報を設定していると思っていて、
1:29:16	労働要件ってのが上がるっていうイメージをしています。それなんですけ どこで書いているのは、警報設定値を超えた場合に警報が発行するっ ていうふうになっていて、
1:29:29	ちょっとどのような警報を設定して、それを超えるっていうふうに言っ てるのかっていうのがちょっとよくわかんないんですね。
1:29:40	私のイメージですと、漏えい警報なので、例えば、対辻井、杉に決定し ていったとすると、線を下回ったら、
1:29:52	漏えいを警報
1:29:54	漏えいがこうするとかだったら、漏えいと漏えいの警報としては理解を するんですけど、ここでの1の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:04	警報設定値を超えた場合に警報が発報するっていうふうになっていて、
1:30:10	ちょっとそうすると私のちょっとイメージが湧かないっていうふうに 思ってるんですよ。
1:30:27	唯一、何かしらで理解をしようとする、もしかするとタンクか何かで 状態から何かを設計している。
1:30:38	上から何メートルかっていうので、警報設定値を設定していて、
1:30:44	そこに来たら、漏えいしたっていう傾向の設定の仕方をしているんだっ ていうことであれば、この説明は納得がいくんですけど、
1:31:14	出たので、衛藤、湊三代のところですねというような形警報の設定 の仕方をしているか、もしくは、
1:31:26	分子文書っていうかこの文言を変えるか、
1:31:33	要するに、どういう形で警報が鳴るよっていうのがわかる設定になっ てるかっていうのを説明していただきたいと思っております。
1:31:45	はい。京大ミサワです。申し訳ありませんちょっとこれ、もう一度です ねちょっと確認をして、今のところあたりについてはというのを設置し たりと、わかりやすくしたいと思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:57	日本の場合だとだんだんこう上がってきますので、これ、こういうセットというふうに思ってたものが、どっかにたまるということですが、
1:32:12	ちょっとすみません、もう一度確認させてください。もし、ぜひ、一決な言葉に変えることあれば、わかりやすくしたいと思います。どうもありがとうございました。はい。
1:32:22	もう一方、
1:33:02	規制庁の加藤です。
1:33:05	あとですね、あと日程、ごめんなさい、あと3点ほどですね。
1:33:11	ちょっと2点はですね、ちょっとさらっていってしまいますが、
1:33:16	P-5の表に、
1:33:22	簡単に言うと今回、許可基準規則、技術基準規則に非該当のものをまとめていただいた表なんですけれど、
1:33:32	メンバー1から3、ナンバー1から3って審査会合のときに、
1:33:39	一番後ろのページに参考図としてですね、
1:33:45	フクン踏査ってどういうものか非常用排風機ってこうで、企業用排風機の段階ってというのはこういうものがあって審査会合のときに、図をつけていただいたと思っています。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:57	あれを設けてください。まとめ資料に、
1:34:03	それ等、またちょっとずっといっちゃいますが、
1:34:08	ポンプN o 5 ページ。
1:34:11	部長も、
1:34:14	その後、別の 16 ページ目。
1:34:17	1-16 ページ、これあの審査会合のところ、説明を求めたんですけれど、1-16 ページ目っていうのが図 5 で、計画工事のフロー図です。
1:34:27	それで今回、赤字のところですね、要するに
1:34:32	昨日の辨野大戸議員は一時的に監視ができなくなると、できなくなる場合が、経営体制措置を講じるっていうふうになっていまして、
1:34:43	それで、これに対してはじゃあ、どのぐらいの時間ですか。大体どちらかっていう、これも審査会合で説明していただいたと思っております。その説明の内容を、まとめ資料の中に入れてくださいっていうお願いでございませう。
1:35:05	京都大学の伊佐です。先ほどの全体図、それから今の協議のところにつきまして承知いたしました。ありがとうございます
1:35:14	あとですねヒアリングに関しては、確認事項を、あと一つ、何けれど、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:24	これ、前回ちょっと求めて、
1:35:27	ものでちょっと見、
1:35:29	回答書いていけないよっていうものですね、添付の6ページ目。
1:35:38	添付の6ページ目のところで放射性物質の貯蔵設備のところだと、
1:35:42	それで今回第2項の4号の口に該当していて、こういう警報を、を設置するってことはもちろん理解をしていって、
1:35:53	それで、今回ちょっと審査の範囲をちょっと超える部分ではあるんですけど、その要求としましては、
1:36:03	漏えいの検知とあと位置の測定的っていうのがあって、ちなみにこの域の測定的っていうのはどこで担保してるんですかっていうのを、前回、
1:36:14	説明をちょっと求めたつもりだったんですけどそこについてちょっと回答がないので、それについても、回答をお願いしますってところでございます。
1:37:07	すいませんキョウデンのカマエです。
1:37:12	現状といいますと、
1:37:15	炉心タンクとか上がるの鉄筋については制御室で、
1:37:20	その水を話してます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:22	それで非常に連立車で燃料室の方は 10 年ですねパニック。
1:37:27	いや、
1:37:29	あんたの中間機能としては、その平行だけなんですけど、多くは別のところでやってるということです。
1:37:35	辨野さんね、それはやはり、ここに、
1:37:38	どっかにまとめしろ、
1:37:43	今は、今申請書ですから、ちょっとまとめ資料のところに、
1:37:48	先ほどちょっとそういう、
1:37:53	場所があったように、
1:37:58	今何ぐらい。
1:38:05	ちょっと場所を見つけて、今のような事駅については、
1:38:12	これで安心してますと、本を追加するようにします。
1:38:16	お願いいたしますまとめ資料で構いませんので、お願いいたします。
1:38:22	了解します。はい。この審査に係る確認事項は以上となりますが、ちょっとすいませんこのシートに関わる、
1:38:32	関わる場所ではないのが重々承知なんですけれど、いっぺん確認をさせていただきたいんですけど、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:41	燃料要素、
1:38:44	燃料要素こたえていきたいと、
1:38:49	結構に出されていて、
1:38:52	それですね高橋さんの方には何度か連絡して中国にはすごいという ふうには言っていないんですけど、なかなか来てないんですね。
1:39:04	それは何かご事情ございます。
1:39:08	わかりません教材のカマエですちょっと今ミサワとか、出てきたので、 あれの方がよくわかってると思うんですけど、多分今、PT検査とか、 うん。
1:39:18	それが多分バタバタしてる要因だと思いますけど。
1:39:32	だから、なぜ異なってるかっていうと、
1:39:37	は、何か困っちゃってるんじゃないかなっていうのをちょっと少し心配 をしたところなんです。
1:39:43	申し訳ありません。
1:39:46	ちょっと今、中の方ですね、ちょっと設置法でちょっと外部せっぱ詰 まって別のような、ちょっと今、言わなかったんで、実は昨日の高橋田 村藤さんにちょっと相談して、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:59	みましたので、すみませんすぐに返答できると思います。大変覚えてください。
1:40:05	わかりました。
1:40:07	はい。こちらからの確認事項は以上となりますが、京都大学の方から何かございますか。
1:40:17	京大の泊ですけども、特にいろいろご指摘のまとめ資料、
1:40:24	家の地域とか、何か
1:40:28	申請書そのものへの目的というか、あれはそんなになかったと思うんですけども、ほとんど、
1:40:34	これで最終的には補正なんですけども、
1:40:38	そのタイミングというのはやはり、今日の宿題を、
1:40:42	すべてまとめ資料を作った。
1:40:45	段階でお送りをして、その承認を層理というか省略した。
1:40:51	後ということなんですね。
1:40:53	規制庁の方、今日のヒアリング、補正のもしくは補正のパネル可能性がある事項と、やっぱりまとめ資料に入れてくださいっていう事故分けだと思っています。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:09	それで、あくまで現場のですね補正に反映される可能性があるっていうところまでは、やっぱり説明をしないと、補正というのはできないものというふうに認識をしておりますが、
1:41:22	それ以外の単なる確認でまとめ資料に出てくださって言ったところについては、補正のタイミング等も全然切り離していいものと思っていますので、
1:41:35	それと少しやっぱり適合性の条文のところ、除外している理由ですよ。そこでちょっとどうしても補正のと、タイミング等やっぱりリンクしていつてきてしまうかなと思っているところでございます。
1:41:59	はい。一応まとめ資料ですけども、説明としてはまとめ資料の方だと思うんですけども、一応それは
1:42:08	一応、
1:42:09	生産本部との本体でも関係あるので、そこはまずその除外の理由は、
1:42:16	しっかりとという、そういうことだと思うんで、まず細谷の方の、今日のコメントを反映したものと、その部分は今の部分ですね。
1:42:28	あれ以上の話とか、そういう話とかですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:31	その部分をちょっと今日んと伝えてその分だけちょっと特化をして、その補正案とともにいるときに、
1:42:39	お送りすると。
1:42:40	そして、
1:42:41	その両方へた上で補正を申請をさせていただきたいと思いますので、野々村中出の回さなきゃいけない、なるべく早く、
1:42:53	ありがとうございます。
1:42:56	はい。
1:42:57	そうしましたら以上となりますがよろしいですかね。
1:43:05	はい。そうしましたら、本日のヒアリング以上で終わりにしたいと思います。ありがとうございました。
1:43:14	総務課。
1:43:16	ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。